

お知らせ 戸別受信機の設置および返還

～転入・転居・転出する人へ～

圏危機管理課 ☎ 43-5203



◆**転出した人**
戸別受信機は南あわじ市内でしか利用できません。市外へ転出する際は、危機管理課まで受信機を返却いただきますようお願いいたします。

◆**転居した人**
戸別受信機は自治会単位の放送も可能となっております。市内で転居する人は、受信機を設定変更しなければならぬので、危機管理課までお持ちいただきますようお願いいたします。

◆**転入した人**
市では防災行政無線を整備し、防災情報等を無線で受信できる戸別受信機を住民票上の世帯主へ、1台を無償貸与しています。地震や風水害等の災害に備えるため、設置のお申込みを危機管理課までしていただきますようお願いいたします。設置費用に関しても、基本無料となります。

お知らせ 平成30年度の国民年金保険料

圏明石年金事務所 ☎ 078-912-4983

◆**マイナンバー利用**
これまで基礎年金番号を記載していただいていた届書（資格取得届・保険料免除申請書など）について、平成30年3月5日からマイナンバーでの届出が開始さ

◆**半額免除など一部納付の保険料額**
① 4分の1免除 Ⅱ月額 1万2260円（4分の3納付）
② 半額免除 Ⅱ月額 8170円（2分の1納付）
③ 4分の3免除 Ⅱ月額 4090円（4分の1納付）
※すべて10円未満四捨五入

◆**第1号被保険者保険料**
1万6340円
国民年金保険料額の変更に伴い前納の保険料額も変わります。
※保険料は下の表のとおり
※口座振替・クレジットカードによる前納については、前年度の2月末までに金融機関または年金事務所へ届出が必要です。（6か月前納の後半分は当年8月末までに）

平成30年度国民年金保険料

納付方法		1か月分	6か月分	1年分	2年分
前納	現金・クレジット	—	97,240円	192,600円	378,580円
	口座振替	16,290円（早割）	96,930円	191,970円	377,350円

れました。基礎年金番号による届出も引き続き行えますので、届書にはマイナンバーまたは基礎年金番号の記載をお願いします。

お知らせ 介護保険料の改正

平成30～32年度の介護保険料について

圏長寿・保険課 ☎ 43-5217

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料を表1のとおり改正します。
◆**介護保険料の決め方**
4月1日時点の世帯市民税の課税状況や本人の収入等で決まります。転入や65歳到達などで4月2日以降に資格取得した人は、資格取得日が基準日となります。
◆**保険料の納め方**
(1) 特別徴収
年金天引きで納める方法。年金が年額18万円以上の人で、①老齢（退職）年金②遺族年金③障害年金の3種類の年金が対象となります。
※老齢福祉年金は対象外
※年度途中で65歳になる人の特別徴収の開始は、65歳になってから7～10か月後の最初の偶数月からです。それまでは普通徴収です。
(2) 普通徴収
納付書か口座振替で納める方法。
◆**保険料の決定通知**
4月10日頃に仮徴収決定通知書を、7月中旬に本徴収決定通知書を送付します。
◆**保険料の減免制度**
災害など特別な事情で保険料の納付が著しく困難になったとき、減免や徴収猶予を受けられる場合があります。※減免制度について詳しくはお問い合わせください。

【表1】平成30～32年度の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額	月額
第1段階	①生活保護受給者、②世帯市民税非課税で老齢福祉年金受給者（※1） ③世帯市民税非課税で、前年の合計所得金額（※2）と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.45	28,620円	2,385円
第2段階	世帯市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.75	47,700円	3,975円
第3段階	世帯市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.75	47,700円	3,975円
第4段階	世帯市民税課税で、本人が市民税非課税かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	57,240円	4,770円
第5段階	世帯市民税課税で、本人が市民税非課税のうち第4段階に該当しない人	基準額	63,600円	5,300円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	76,320円	6,360円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	82,680円	6,890円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.55	98,580円	8,215円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.60	101,760円	8,480円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.80	114,480円	9,540円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.90	120,840円	10,070円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.00	127,200円	10,600円

※1 老齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた人、または大正5年4月1日以前に生まれた人のうち一定の要件を満たしている人が受けている年金
※2 合計所得金額：「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた金額

無料 事前相談で後悔のないお葬式を (市内割引致します)

陸の港西淡前より徒歩1分 西淡三原ICから車で3分 **南あわじ斎場**

葬儀・仏壇・墓石・ギフト

株式会社 **神戸未来**

〒656-0332 南あわじ市志知鉦 466-1
TEL: 0799-36-0033 FAX: 0799-36-0053

みなさんのお役に立ちます！ お気軽にお電話下さい

○植木剪定 ○農作業 ○除草・草刈 ○軽作業
○清掃 ○大工・左官仕事 ○施設管理
○毛筆筆耕 ○生活支援（掃除・洗濯）など

(公社)南あわじ市シルバー人材センター
〒656-0122 南あわじ市広田広田 1064 番地 (旧緑庁舎 1階)
TEL / 0799-45-0171 FAX / 0799-45-1814

60歳以上のみなさん **シルバー会員になってみませんか？**

入会説明会のご案内
・日時 平成30年4月18日(水) 午後1時30分～
・場所 南あわじ市シルバー人材センター (旧緑庁舎) 2階 会議室
※働く意欲のある方をお待ちしています。